

育児休業 介護休業		◆雇用保険被保険者の育児休業給付の手続き依頼書 ◆雇用保険被保険者の介護休業給付の手続き依頼書				
		届出日： 令和 年 月 日				
事業所の名称				担当者：		
事業所所在地		真庭市		Tel — —		
被 保 険 者	フリガナ			性 別	生 年 月 日	
	氏 名			1. 男 2. 女	S. H. 年 月 日	
	住 所	〒 — 市・郡				
	電話番号	— —				
	賃 金	支払形態	1. 月給 2. 週給 3. 日給 4. 時給 5. その他			
	雇用形態	1. 日雇 2. パート 3. 季節 4. その他				
	職 種	1. 管理的職業 2. 専門的・技術的職業 3. 事務的職業 4. 販売の職業 5. サービスの職業 6. 保安の職業 7. 農林漁業の職業 8. 生産工程の職業 9. 輸送・機械運転の職業 10. 建設・採掘の職業 11. 運搬・清掃・包装等の職業				
	1 週間の所定労働時間		時間 分			
	出産した年月日		令和 年 月 日			
	育児・介護休業開始の年月日		令和 年 月 日			
介護対象家族について		被保険者との続柄() 性別 (男・女) 氏名： 生年月日： 年 月 日				
添 付 書 類	出 勤 簿	1. 有り 2. 無し				
	賃金台帳	1. 有り 2. 無し (賃金締切日 日・支給日 日)				
	そ の 他	1. 母子手帳の写し 2. 介護休業申出書 3. マイナンバー				
備 考		マイナンバー：				

支部受付処理欄	本部処理欄		支部処理欄	休業開始時賃金 月額証明書受領印
年 月 日			年 月 日	年 月 日
①			①	①

雇用保険被保険者が育児休業を開始した場合

- なにを： 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- いつ： 雇用する被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業を開始した日の翌日から起算して10日以内
ただし、事業主が被保険者に代わって「育児休業給付金支給申請書」を提出する場合には、初回の支給申請書と同時に(初回の支給申請書の提出期限までに)提出する事ができる
- どこに： 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を提出するに当たっての留意事項

- 被保険者の性別は問わない
- 「子」とは、法律上の親子関係にある子をいう

添付するもの

- 育児休業開始日より遡って、過去2年間の出勤簿、賃金台帳
〔 育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある人
が育児休業給付を受ける事ができる 〕
- その育児の事実を確認する事のできる書類(母子健康手帳等)の写し

雇用保険被保険者が介護休業を開始した場合

- なにを： 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
介護休業給付金支給申請書
- いつ： 雇用する被保険者が介護休業を開始した日の翌日から起算して10日以内
ただし、事業主が被保険者に代わって「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に(支給申請書の提出期限までに)提出する事ができる
〔 ※支給申請書の提出期限は、介護休業終了日の翌日から起算して2ヶ月を
経過する日の属する月の末日まで 〕
- どこに： 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を提出するに当たっての留意事項

- 介護休業を開始する時点で、介護休業終了後に離職する事が予定されている被保険者は支給の対象とならない
- 家族を介護するために休業をした雇用保険の一般被保険者(短時間労働被保険者及び短時間労働被保険者以外の一般被保険者)で、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月(過去に基本手当受給資格の決定を受けた事がある人については、基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限る)が12ヶ月以上ある人が支給対象となる

添付するもの

- 被保険者が事業主に提出した介護休業申出書
- 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類(住民票記載事項証明書等)
- 介護休業の開始日・終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類(出勤簿、タイムカード等)
- 介護休業中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類(賃金台帳等)
- 介護休業を開始した日より遡って、過去2年間の出勤簿、賃金台帳
〔 育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある人
が育児休業給付を受ける事ができる 〕